

社会体育施設の利用に係る感染拡大予防ガイドライン（利用者版）

令和2年7月7日制定

菊川市教育委員会社会教育課

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染症拡大防止と社会体育施設での活動再開に関し、「新しい生活様式」の実践を図りながら、安全に社会体育施設を利用するための基本的な基準や感染拡大防止のための留意点を示すものです。

施設の利用に当たっては、「菊川市公共施設における感染防止の方針について」、スポーツ庁による「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づく本ガイドラインに沿って行うものとし、別に各競技団体が定めるガイドラインがある場合には、合せて遵守するものとします。

なお、感染の状況等を踏まえ、必要に応じて改定を行います。

1 対策の期間

令和2年7月10日から当分の間

2 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、社会体育施設の規模や利用の形態を十分に踏まえて、施設内及びその周辺地域において、職員及び体育施設の指定管理者（以下「職員等」という。）並びに施設利用者（以下「利用者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の対策を講じるものです。

特に、急激な感染拡大への備えと、いわゆる三つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を徹底的に回避するための対策、ソーシャルディスタンスの確保（できれば2m）、換気や手洗い、うがいの徹底とともに、手指などで接触するもの（ボール・器具・ドアノブ・テーブル・イス等）についての定期的な消毒など、自己への感染回避及び他人に感染させないことを徹底します。

3 具体的な対応

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染に十分留意するとともに、③集客施設としてのリスクや④地域における感染状況にも留意し、以下の対策を講じた上で施設の貸出しを行います。

(1) 利用受付時の留意事項

施設管理者は、施設の予約受付に際し、感染拡大防止のため利用者が遵守すべき事項を明確にして、利用者に理解と協力を求める。これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、退場を求めることもあることを伝える。

- ① 不特定多数の者が参加するイベント等の利用はできない。（試合・大会・イベント等を開催する場合は、当日自由に参加することはできない。）
- ② 受付には、手指消毒剤を設置する。
- ③ 発熱や軽度であっても咳・のどの痛みなどの症状がある方は、入場しないよう呼びかける。
- ④ 体育施設の利用に係る「菊川市体育施設利用時の感染拡大防止チェックリスト」

及び「菊川市体育施設利用者名簿」により、利用当日チェックリストの作成と確認を依頼する。

- ⑤ 利用者が距離をおいて並べるよう、目印の設置等を行う。
- ⑥ 受付を行う職員等は、マスクを着用する。
- ⑦ 利用者が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限を行う。
- ⑧ その他、必要な感染症予防対策を行う。

(2) 利用者が遵守すべき事項

- ① 利用団体代表者は、利用日前2週間における以下の事項の有無（全員分）について、「菊川市体育施設利用時の感染拡大防止チェックリスト」と裏面の当日利用者名簿を作成し、確認を行ってください。

その後当該施設から感染者が発生した場合等には、必要に応じて保健所並びに教育委員会社会教育課及び菊川市体育協会グループ（以下「施設管理者」という。）に提出をお願いするため、確認後の書類を利用日以降1ヶ月間保管してください。（個人情報の取り扱いにご注意ください。）

利用当日、チェックリストで次の項目に該当する方は、利用を控えてください。

ア 37.5度以上（又は平熱比1度以上）の発熱がある場合

イ 息苦しさ（呼吸困難）やだるさ（倦怠感）、体が重く感じる、疲れ安い等がある場合

ウ 臭覚や味覚の異常がある場合

エ 咳やのどの痛みなど風邪の症状がある場合

オ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

カ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している地域への訪問歴がある場合

- ② マスクを持参し、受付、着替え及びミーティング等の運動を行っていない間で、特に会話をする時には着用してください。

- ③ 喉エチケット、手洗い（又は指先の消毒）を徹底してください。

- ④ 三つの密（密閉、密集、密接）を回避してください。

ア 周囲の人とは、できれば2m間隔を空けてください。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

イ 入場時、込み合う場合も同様に間隔を空けてください。入場者が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限を行ってください。

ウ 大声での会話や声援等を控えてください。

エ 正面同士での会話はしないでください。

- ⑤ 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けてください。

- ⑥ 当分の間、屋内施設については収容率50%以内かつ収容人数1面20人を上限の目安とします。屋外施設については、収容率を十分な間隔（できれば2m）の確保かつ収容人数50人を上限の目安とします。ただし、収容率と収容人数のどちらか小さい方とします。

- ⑦ 本ガイドラインのほか、利用に当たっては、各競技団体の示すガイドラインも合わせて厳守してください。

- ⑧ 施設利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した方がいる場合は、利用した施設の管理者に速やかに報告してください。

(3) 運動を行う際の留意事項

- ① 運動の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周

囲の人とできれば2 m間隔を開けてください。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

- ② 強度が強い運動の場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けてください。
- ③ 走る・歩く運動においては、前の人呼吸の影響を避けるため、前後一直線ではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置を取るなどしてください。
- ④ 運動中に、唾や痰を吐くことは極力行わないでください。
- ⑤ タオルやハンカチを持参し、利用者間での共用はしないでください。
- ⑥ 利用者間でスポーツドリンク等のボトルを共用しないでください。残ったスポーツドリンク等は持ち帰ってください。
- ⑦ 飲食については、指定された場所で周囲の人とできれば2 m間隔を空け、対面を避け、会話は控えめにしてください。
- ⑧ 更衣室・休憩スペースにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じてください。
- ⑨ 更衣室・休憩スペースで複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒を行ってください。
- ⑩ 換気扇を常に回すことや換気用の小窓をあける等、換気には十分配慮してください。
- ⑪ 複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、便器、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒を行ってください。
- ⑫ トイレの蓋を閉めて汚物を流してください。
- ⑬ 清掃する方は、必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行ってください。
- ⑭ スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにするため、出来る限り利用者が所有するスポーツ用具を持参してください。
- ⑮ やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻繁に触れる箇所への接触を最低限にする工夫をしたうえで、こまめに消毒を行ってください。